第 2 クリーンセンター(仮称)整備・運営事業

要求水準書

平成 17 年 7 月

岩　　手　　県

目　次

第１　総　　則

１　適用範囲

本要求水準書は、岩手県（以下「本県」という。）が施設建設・運営を計画している「第２クリーンセンター（仮称）」内に設置する焼却(溶融)施設の設計・建設及び運営・維持管理の事項について定めるものであり、「第２クリーンセンター(仮称)整備・運営事業」に適用する。

２　用語の定義

要求水準書において使用する用語を、以下のように定義する。

「ＰＦＩ事業者」：	本事業の実施に際して本県と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
「実施方針等」：	実施方針の公表の際に本県が公表した書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付資料をいう。
「募集要項等」：	本事業に関し公表された募集要項及びその添付書類（様式集、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、図面及び通知書を含む。）をいう。
「企画提案書」：	資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
「本施設」：	本事業で、ＰＦＩ事業者が整備する施設及び設備の全てをいう。
「準備書」：	「第２クリーンセンター（仮称）産業廃棄物焼却施設整備事業環境影響評価準備書」をいう。
「環境影響評価書」：	「第２クリーンセンター（仮称）産業廃棄物焼却施設整備事業環境影響評価評価書」をいう。

３　事業概要

(1) 事業名称

第２クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

(2) 事業実施場所

岩手県九戸郡九戸村江刺家地内

(3) 事業スケジュール

表のとおり。

表　事業スケジュール（予定）

平成 17 年 6〜7 月	実施方針に関する意見、質問受付・回答
平成 17 年 7〜8 月	特定事業の選定 募集要項及び要求水準書の公示、募集要項及び要求水準書に係る説明会 募集要項及び要求水準書に関する質問受付・回答(第１回)

平成 17 年 9 月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付 資格審査結果の通知 資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
平成 17 年 10～11 月	募集要項及び要求水準書に関する質問受付・回答(第 2 回)
平成 17 年 12 月	企画提案書の受付
平成 18 年 2 月	企画提案書に関するヒアリング、審査 審査結果通知及び結果の公表 優先交渉権者の決定及び公表
平成 18 年 6 月	事業契約締結
平成 18 年 7 月～21 年度	施設の設計及び建設
平成 21 年度	供用開始
平成 21 年度～ 平成 40 年度	施設の維持管理及び運営
平成 41 年度～平成 42 年度	事業用地返還（施設解体等）
平成 16 年度～平成 18 年 6 月	環境影響評価　実測調査
平成 18 年 6 月	環境影響評価　準備書作成
平成 18 年 9 月	環境影響評価　準備書縦覧
平成 18 年 12 月	環境影響評価　評価書縦覧

※その他のスケジュールは、添付資料参照。

4　立地条件

（1）事業用地面積

約 77,000 ㎡を想定している（拡大・縮小は提案による）。

現況：山林（一部草地等あり）

事業用地には、焼却（溶融）施設等を設置する造成面、造成法面、取付道路、残置森林、防災調整池等を配置する。

（2）建築規制等

都市計画区域　指定なし

林地開発許可（森林法）　要

開発許可（都市計画法）　要

（3）造成計画

ＰＦＩ事業者は、事業用地内において林地開発における残置森林や防災調整池等を考慮しながら、最適な造成を行う。

（想定造成計画：造成面 20,000 ㎡、標高 330m　程度）

（4）測量・地質調査

想定造成計画に対応した、本県の測量成果及び地質調査成果の閲覧が可能。

追加調査が必要な場合は、ＰＦＩ事業者の負担で実施する。

5　事業範囲

ＰＦＩ事業者は、事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、要求水準を満たす本施設の設計及び建設を行う。工事完成後は、ＰＦＩ事業者が施設を所有し、施設の維持管理・修繕を行い、事業の運営を行うものとする。運営期間終了後、本施設を撤去し、事業用地を本県に返還する。

なお、施設、設備及び事業用地には、取付道路及び防災調整池等を含むものとする。（取付道路については、隣接地等の使用者の利用にも配慮すること。）

また、事業用地外であっても、排水設備など施設稼働に必要な施設・設備についてはＰＦＩ事業者の費用と責任において整備する。

(1) 施設、設備及び事業用地の設計、整備

① 施設、設備及び事業用地の設計及びその関連業務（測量・地質調査は、本県の負担で実施している。ＰＦＩ事業者は、今後事業の実施に必要な測量及び地質調査を、ＰＦＩ事業者の負担で実施する。）

② 建築確認等の手続業務及びその関連業務（環境影響評価の手続きは、準備書作成までを本県の負担で実施し、それ以降は、ＰＦＩ事業者の負担で本県とＰＦＩ事業者が共同で実施する。なお、ＰＦＩ事業者の提案の結果、環境影響評価の再実施が必要な場合は、ＰＦＩ事業者の負担で実施する。）

③ 施設及び事業用地の整備並びにその関連業務

④ 設備等の設置工事及びその関連業務（取付道路及び防災調整池等に敷設する給水設備、排水設備等を含む。）

⑤ 整備に伴う各種申請等の業務

(2) 施設の運営業務

① 本施設の運営及びその関連業務

(3) 施設、設備及び事業用地（残置森林を含む。）の維持管理・修繕業務

① 保守管理業務

② 清掃業務

③ 警備業務

④ 環境衛生管理業務

⑤ 点検修繕業務

(4) 事業用地返還業務（残置森林を含む。）

① 施設撤去及びその関連業務

② 解体及び廃止に伴う各種申請等の業務

③ 事業用地に関する環境基準適合調査業務

6　処理対象物の処理料金

処理対象物の処理料金については、ＰＦＩ事業者の提案によるものとするが、予め本県の確認を受けるものとする。なお、処理料金の変更を行う場合についても、予め本県の確認を受けるものとする。

7　遵守すべき法令等

遵守すべき法令等は下記のとおりである。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 悪臭防止法
- 土壌汚染対策法
- 水道法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- クレーン等安全規則
- クレーン構造規格
- ボイラー構造規格
- ボイラー及び圧力容器安全規則
- 圧力容器構造規格
- 内線規程
- 電気供給規程
- ガス供給規程
- ごみ処理施設性能指針
- 特定化学物質等障害予防規則
- 発電用火力設備に関する技術基準
- 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 都市計画法
- 建築基準法
- 消防法
- 建設業法
- 電気事業法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 高圧ガス保安法
- 岩手県環境影響評価条例
- 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例
- 循環型地域社会の形成に関する条例

・　その他関連する法令等

8　関係官公署の指導等

本施設の設計・建設及び運営・維持管理に当たっては、関係官公署の指導等に従う。

9　提出書類

本施設の設計・建設及び運営・維持管理に関して、本県が資料、報告、記録等の提出の指示・要求をする場合は、速やかに作成・提出する。

ＰＦＩ事業者が関係官公署に申請・届出を行った資料については、その副本を本県に提出する。

１０　モニタリング

本県は、ＰＦＩ事業者が企画提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、ＰＦＩ事業者の事業実施状況及び財務状況を把握するため、以下に挙げるモニタリングを行う。ＰＦＩ事業者は、モニタリングの実施に当たり、資料の提出、説明等に協力しなければならない。

なお､モニタリングに要する費用は、ＰＦＩ事業者側に発生する費用を除き､本県の負担とする。

(1)　本事業の実施状況の確認

本県は、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、本県が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

①　実施設計モニタリング

ＰＦＩ事業者は、本県が実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、本県に説明を行う。

ＰＦＩ事業者は、実施設計を終えた時点で、実施設計図書を提出する。本県は、提出された図書が、企画提案書の内容に基づくものであって、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

②　工事施工モニタリング

本県が工事の進捗について説明及び報告を求めた場合、ＰＦＩ事業者は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、本県は工事施工状況の確認を行う。

ア　工事着手前

ＰＦＩ事業者は、工事着工に先立ち、工事実施計画を本県に提出し、本県の確認を得なければならない。

イ　定期

本県は、定期的に工事施工状況について確認を行う。

ウ　随時

本県は、必要と認める場合には、工事施工状況の確認を行うことができる。

③　工事完成モニタリング

ＰＦＩ事業者は、施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確認するために性能試験を実施する。

ＰＦＩ事業者は、性能試験の項目及び要領等について予め本県の確認を受ける。

施設完成後、本県は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。

④　運営・維持管理モニタリング

ア　定期

本県は、事業契約書及び要求水準書等に定める運転管理マニュアル等のとおり運営・維持管理業務が遂行されているか否かについて、各種報告書及び施設への立入検査等により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

イ　随時

本県は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務の遂行について確認を行う。

⑤　事業完了モニタリング

施設解体終了後の環境に係る調査結果等について、ＰＦＩ事業者は資料を提出し、本県は調査結果を含めて事業完了に関して確認を行う。

(2) 財務状況の確認（財務状況モニタリング）

ＰＦＩ事業者は、毎事業年度、財務書類（商法第 281 条第１項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 か月以内に本県に提出する。

またＰＦＩ事業者は、各四半期終了後１ヶ月以内に財務状況報告書を提出する。

本県は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、当該財務書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

１１　事業条件等

(1) 事業条件

本事業は、次に基づいて行うものとする。

①　第２クリーンセンター（仮称）整備・運営事業　事業契約書
②　第２クリーンセンター（仮称）整備・運営事業　要求水準書
③　第２クリーンセンター（仮称）整備・運営事業　企画提案書
④　その他本県の指示するもの

(2) 企画提案書の変更

ＰＦＩ事業者が作成した企画提案書の記載事項について、事業期間中に要求水準書に適合しない個所が発見された場合には、ＰＦＩ事業者の費用と責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

(3) 要求水準書記載事項

① 記載事項の補足等

要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営することを妨げるものではない。要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全てＰＦＩ事業者の費用と責任において補足・完備させなければならない。

② 参考図書の取扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。ＰＦＩ事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全てＰＦＩ事業者の費用と責任において補足・完備させなければならない。

③ 疑義の解釈

要求水準書に疑義が生じた場合は、本県とＰＦＩ事業者で協議のうえ、決定する。

１２ 情報公開

ＰＦＩ事業者は、本事業の実施に当たり、積極的な情報公開に努めるものとする。

１３ 特記事項

(1) 廃棄物処理センター指定の手続き

ＰＦＩ事業者は、本施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 5 に定める廃棄物処理センターの指定に係る手続きをＰＦＩ事業者の負担で行う。

(2) 設計及び建設に関する特記事項

ＰＦＩ事業者が行う、設計及び建設に関する主な業務は、次のとおりとする。

① 事前調査

本施設の設計・建設を実施するに当たり、本県が提供する資料を補完する目的で、ＰＦＩ事業者の負担で、ＰＦＩ事業者が必要と判断する測量調査、地質調査等を設計前に行う。

② 本施設に係る設計

要求水準書、企画提案書、事業契約書及び関係法令等に基づき、本施設の設計を行う。設計完了後、要求水準書に規定する書類を提出し、本県の確認を受ける。

③ 財政上及び金融上の支援

ＰＦＩ事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本県はこれらの支援をＰＦＩ事業者が受けることができるよう努めるものとする。

ただし、廃棄物処理施設整備費国庫補助金及びこれに対応する県補助金は、見込まないものと

する。

④　官公署等申請

ＰＦＩ事業者は、関係官公署に提出する書類を自らが作成、申請を行う。

なお、申請手続はＰＦＩ事業者の費用と責任で行うが、必要に応じ、本県の協力を仰ぐことができる。

⑤　環境影響評価手続

環境影響評価の手続きは、準備書作成までを本県の負担で実施し、それ以降は、ＰＦＩ事業者の負担で本県とＰＦＩ事業者が共同で実施する。なお、ＰＦＩ事業者の提案の結果、環境影響評価の再実施が必要な場合は、ＰＦＩ事業者の負担で実施する。

⑥　本施設に係る建設工事

各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、焼却（溶融）施設、管理施設、附帯施設等の建設工事を実施する。

⑦　テレビ電波受信障害対策

必要に応じＰＦＩ事業者の負担で電波障害調査を実施する。

(3) 運営及び維持管理に関する特記事項

ＰＦＩ事業者が行う、運営及び維持管理に関する主な業務は、次のとおりとする。

①　本施設の運転管理

ＰＦＩ事業者は、安定した施設の運転を行い、受入対象物を適正に処理するとともに、地震時やその他の災害時においては、施設を安全に停止させる。

また、関係法令及び要求水準書に規定する性能を厳守し、周辺地域の環境を良好に保全する。

②　本施設の維持管理

常に必要な性能が発揮できるように適切な施設の点検、保守、補修、更新、その他一切の維持管理業務を行う。

③　余熱の有効利用

ＰＦＩ事業者は、本施設で発生する熱エネルギーを利用して、ＰＦＩ事業者の責任のもとで熱供給事業や売電等ができる。

④　溶融固化物（スラグ）の有効利用

本施設で生成される溶融固化物（スラグ）については、可能な限りＰＦＩ事業者が有効利用を図るものとする。

⑤　溶融飛灰の処分

本施設で副生成物として発生する溶融飛灰については、ＰＦＩ事業者の費用と責任において、適正に処理・処分を行う。

第２　施設建設業務

１　一般事項

(1)　施設諸元

計画・設計・施工する施設は、以下に示すものである。

①　施設種別：焼却（溶融）施設
②　処理内容：処理対象物を焼却あるいは溶融処理し、溶融固化物（スラグ）を生成させる。
③　処理対象物：産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）
④　施設規模：80 トン／日（想定規模、運転日数を 300 日／年とした場合）

(2)　工事概要

事業用地内の造成工事を行い、施設を建設する。

①　土木・建築工事関係

ア　土地造成工事
土地造成及び防災調整池の計画・設計・施工（伐採、伐根含む。）　１式

イ　取付道路設置工事
取付道路の計画・設計・施工（伐採、伐根含む。）　１式

ウ　建築工事
焼却（溶融）施設、附帯施設及び外構等の計画・設計・施工　１式

エ　建築機械設備工事
ウの施設に係わる建築機械設備の計画・設計・施工　１式

オ　建築電気設備工事
ウの施設に係わる建築電気設備の計画・設計・施工　１式

カ　その他要求水準書に記載のある関係物件の計画・設計・施工　１式

②　廃棄物処理設備工事関係

ア　機械設備の計画・設計・施工　１式
イ　電気計装制御設備の計画・設計・施工　１式
ウ　上記ア及びイの附帯設備の計画・設計・施工　１式
エ　その他要求水準書に記載のある関係物件の計画・設計・施工　１式

(3) 設計・施工要領

① 実施設計

実施設計は、次の図書に基づいて設計する。また、公共建築工事標準仕様書、防災調整池等技術基準(案)、道路土工－のり面工・斜面安定工指針、道路構造令等に準じて設計する。ただし、本書「第 1-7 遵守すべき法令等（4 頁)」に挙げる法令、技術基準等を遵守して設計する。

特に、耐震設計については、本書「第 1-7 遵守すべき法令等（4 頁)」に挙げる法令、技術基準等を遵守して適切な設計を行い、施設機能・周辺環境への被害の最小化、作業員等の安全の確保を最大限発揮できる施設とすること。

- 要求水準書
- 測量図
- その他本県の指示するもの

② 実施設計図書

実施設計完了後、図書類（以下「実施設計図書」という。）を提出し、本県の確認を受ける。

なお、実施設計図書の作成に先立って、その内容を示す目次・リストを作成し、本県の確認（実施設計モニタリング）を受ける。

③ 実施設計要領

実施設計要領は以下による。

ア 要求水準書記載事項の補足等

「要求水準書　第２」で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。

「要求水準書　第２」に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全てＰＦＩ事業者の費用と責任において補足・完備させなければならない。

イ 実施設計の変更

実施設計完了後に「要求水準書　第２」に適合しない箇所が発見された場合には、ＰＦＩ事業者の費用と責任において「要求水準書　第２」を満足させる変更を行うものとする。

④ 施工要領

ア 設計図書

土木・建築工事及び廃棄物処理設備工事（以下「本工事」という。）は、次の図書（以下「設計図書」という。）に基づき施工する。また、「公共建築工事標準仕様書」、「土木工事共通仕様書」に準ずるとともに、本書「第 1-7 遵守すべき法令等（4 頁)」に挙げる法令、技術基準等を遵守して施工する。

- 本県が確認した実施設計図書
- 要求水準書
- その他本県とＰＦＩ事業者が協議して定めたもの

⑤　施工監理

本県は、工事施工モニタリングを実施し、工事施工及び工事監理の状況の確認を行う。

⑥　工事記録

ＰＦＩ事業者は、環境影響評価書に示した環境保全措置の実施状況等、事後調査結果報告書の作成に必要となる工事記録を適切に実施する。

⑦　建設副産物の再生資源化等

ア　建設発生土

建設発生土は、極力場内で再利用することとし、場内に仮置きする場合には、発生土の飛散・流出対策を講ずるものとする。

また、再利用できない余剰な残土は、場外で有効利用を図ることとし、運搬に当たっては発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講ずるものとする。

イ　建設廃棄物

発生した建設廃棄物の分別を徹底し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、廃棄物の再利用化・再資源化に努める。

ウ　工事用車両の搬出入経路

工事用車両の事業用地への出入りは、添付資料２のとおり計画する。なお、工事用車両の待機は事業用地内で行い、周辺道路等に駐停車をしないものとする。必要により、事業用地内に仮設道路を設ける。また、大型機器等の搬出入に際し、必要に応じ道路通行許可を得るものとする。

エ　安全・保安

（ア）工事現場全体の保安のため、必要に応じた人員の警備員を配置し、事業用地の管理を行う。

（イ）事業用地の工事車両の出入口では、必ず交通整理を行い、一般通行車両の安全を図るものとする。

（ウ）上記(ｱ)、(ｲ)の期間は、工事着工日より工事完工日までとする。

（エ）工事中は標識及び作業者板等を適切に配置し、注意喚起を行う。

（オ）作業時に地震等の緊急防災情報が発表された場合、あらかじめ作成し、本県に提出した建設期間中の緊急対応マニュアルに従い行動するものとする。

2　全体計画

(1) 設計指針

①　準備書及び環境影響評価書の遵守

設計・建設及び運営・維持管理に当たっては、「準備書」を遵守することを基本として、「環境影響評価書」を遵守する。特に事前配慮の内容及び環境保全措置内容を適切に実施する。

② 災害防止

「建築基準法」、「消防法」等の関係法令を遵守するとともに、災害要因（特に地震、火災、台風）に対する安全を確保する。

③ 公害防止

公害防止関係法令及び自主管理値を遵守するとともに、周辺に与える環境影響を実行可能な範囲で回避・低減する。また、大気汚染物質や温室効果ガスの削減、用役等の省資源化をはじめ、環境への負荷を可能な範囲内で回避・低減する。

④ 電波障害発生の防止

建屋及び煙突の形状等に考慮し、極力電波障害の発生の防止に努め、障害が発生する地域には適切な対策を行う。

対策はＰＦＩ事業者の負担で実施するものとするが、住民等の窓口及び対策エリア場所並びに対策方法の決定は、本県が行う。

⑤ 運転管理の信頼性

運転管理上、信頼性の高い設備とする。

⑥ 運転管理等の安全性

運転管理上の安全（作業の安全性、各種保安装置の設置等）を確保する。

⑦ 作業環境

関係法令に準拠して安全・衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう換気、騒音・振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度及び適切なスペースを確保する。焼却（溶融）施設内作業環境でのダイオキシン類に対して、管理区分の設定、保護設備の設置、作業動線の考慮等の対策を行う。

⑧ 維持管理の容易性

プラント設備機器の取替・補修が容易となるよう、機器配置及び機材搬入動線等を計画する。

(2) 設計条件

① 処理方式

全連続運転方式の施設であり、焼却（溶融）方式とする。溶融固化物（スラグ）の冷却方式についてはＰＦＩ事業者の提案とする。

また、対象物によって、より効果的な処理方法がある場合は、提案することができる。

② 施設規模

日量 80 トン程度（年間 300 日稼動）を見込む。ただし、ＰＦＩ事業者は、自らのリスクのもと、施設規模の拡大、縮小できるものとする。なお、日量 137 トン以上の場合には、本県の条例により再度環境影響評価を実施する必要がある。

③　燃焼条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める維持管理基準を満たすとともに、第３－２－（5）に従う。

④　煙源条件

煙突高さを 59ｍとする。その他の煙源条件は添付資料３を参考とする。

⑤　白煙防止条件

外気温５℃、相対湿度 65％で白煙を生じないこととする。

⑥　受入対象物

動物のふん尿、動物の死体及び特別管理産業廃棄物のうちＰＣＢ及びＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物を除く産業廃棄物の受入を可とし、ＰＦＩ事業者の提案によるものとする。（ただし、本施設には青森県境の不法投棄廃棄物を受け入れ、適切に処理できる能力が求められる。）

なお、受入対象物については、予め本県が確認するものとし、また、受入対象物の変更がある場合にも、予め本県が確認するものとする。

⑦　公害防止基準等

添付資料３のとおり。

⑧　ユーティリティ条件

電気　近隣まで低圧の配電線あり。（添付資料４参照）
高圧受電には、ＰＦＩ事業者の工事費負担金がある。

水道　水利用は原則上水道（メータ口径：50㎜）とする。
施設供用時の井水の利用については本県とＰＦＩ事業者の間で協議を行う。
受水可能量 100㎥/日程度で計画されている。
供用開始は平成 20 年度末の見込み。
取合点は添付資料２を参照のこと。

排水　雨水及び事務所の生活雑排水以外は、クローズドシステムとする。
雨水は、再利用又は防災調整池で調整のうえ放流する。
事務所の生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理のうえ再利用又は放流する。
放流点は添付資料５を参照のこと。

燃料　指定なし。

電話　ＰＦＩ事業者の負担とする。

取付道路が接続する道路（添付資料２参照）
現況道路：村道丸木橋軽米線（幅員約４ｍ）
新設道路：村道山屋勘丁線（幅員約８ｍ）
供用開始は平成 20 年度末の見込み。
（大型機器搬入等で供用開始前に新設道路を利用したい場合は、九戸村

と協議する。）

第３　施設運営・維持管理業務

１　運転管理等体制

（1）全体組織計画

①　ＰＦＩ事業者は、本事業に係る組織として適切な組織構成を計画する。

②　ＰＦＩ事業者は、本事業を行うに当たりＰＦＩ事業者として必要な有資格者を配置する。

③　ＰＦＩ事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（産業廃棄物）の資格を有する者で、前記各施設の現場総括責任者としての経験を有するものを現場総括責任者として配置する。

④　ＰＦＩ事業者は、整備した運転管理体制について本県に報告する。

（2）組織計画

①　ＰＦＩ事業者は、施設の運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務に適切な組織構成を計画する。

②　ＰＦＩ事業者は、施設の管理運営に必要な有資格者及び人員を確保する。なお関係法令、所轄官公署の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。また、施設運用に支障のない範囲において、組織・機能・機器の施設間の兼用も可能とする。

表　運転管理等必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （焼却（溶融）施設技術管理者）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
産業廃棄物焼却施設管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物保安監督者 危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
ボイラ取扱作業主任者	ボイラの取扱作業
第 1 種圧力容器取扱操作業主任者	圧力容器の取扱作業
クレーン運転士	クレーンの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
高圧ガス作業主任者	高圧ガスの取扱、消費等
公害防止管理者・公害防止主任管理者・公害防止統括者・各代理人	公害防止に関する技術的な管理

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

(3) 労働安全衛生・作業環境管理

① ＰＦＩ事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備する。
② ＰＦＩ事業者は、整備した安全衛生管理体制について本県に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに本県に報告する。
③ ＰＦＩ事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させる。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにする。
④ ＰＦＩ事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、必要に応じてダイオキシン類対策委員会を組織し、委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守する。
⑤ ＰＦＩ事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行う。
⑥ ＰＦＩ事業者は、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備し、その体制について本県に報告する。なお、体制を変更した場合は、速やかに本県に報告する。
⑦ ＰＦＩ事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本県と協議のうえ、施設の改善を行う。
⑧ ＰＦＩ事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本県に報告する。
⑨ ＰＦＩ事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。
⑩ ＰＦＩ事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。

(4) 防火管理

① ＰＦＩ事業者は消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備する。
② ＰＦＩ事業者は、整備した防火管理体制について本県に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに本県に報告する。
③ ＰＦＩ事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本県に報告を行ったうえ、施設の改善を行う。

(5) 連絡体制

ＰＦＩ事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに本県に報告する。

(6) 緊急時の組織体制の整備・防災訓練

① ＰＦＩ事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防

止に努める。

② ＰＦＩ事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成のうえ、本県に提出するものとし、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお、ＰＦＩ事業者は、必要に応じて緊急対応マニュアルを随時改善しなければならない。

③ ＰＦＩ事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員のけがなどが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、及び本県等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに本県に報告する。

④ 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、訓練の開催については、事前に本県に連絡する。

⑤ 事故が発生した場合、ＰＦＩ事業者は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本県に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本県に提出する。

(7) 施設警備・防犯体制

ＰＦＩ事業者は、施設の警備体制を整備する。

(8) 地元との共生

ＰＦＩ事業者は、常に適切な運転管理等を行い、説明会の開催等を通じて、周辺住民の信頼と理解、協力を得る。また、ＰＦＩ事業者は、本県、住民等で結ぶ運営に関する協定等を十分理解し、これを遵守する。

(9) 帳票類の管理

ＰＦＩ事業者は、各組織の運転管理等に必要な帳票類を整備し管理する。(表　帳票類の種類（参考)）なお、帳票リスト及び様式については、本県との協議のうえ、決定する。

表　帳票類の種類（参考）

No.	名　称	No.	名　称
1	職員配置表	7	施設維持管理状況報告
2	勤務体制編成表	8	定期整備報告書
3	運転日報・月報・年報	9	設備（機器）台帳
4	機器運転・作業日誌	10	検査台帳
5	受電変電設備日誌	11	給油台帳
6	試験検査日誌	12	備品・予備品台帳
		13	その他必要な書類

(10) 地元雇用

ＰＦＩ事業者は、地元雇用の促進に配慮する。

(11) その他

ＰＦＩ事業者は、本県が行う視察者対応について、運転管理業務に支障のない範囲で協力する。

２　施設運転管理業務

(1) 受入対象物

動物のふん尿、動物の死体及び特別管理産業廃棄物のうちＰＣＢ及びＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物を除く産業廃棄物の受入を可とし、ＰＦＩ事業者の提案によるものとする。（ただし、本施設には青森県境の不法投棄廃棄物等を受け入れ、適切に処理できる能力が求められる。）

処理料金については、「第１　６」を参照のこと。

(2) 受付業務

ＰＦＩ事業者は、計量棟において、搬入廃棄物及び搬出物等を積載する車両について、車両の計量、料金徴収及び記録の整備等の管理を行うものとする。

(3) 廃棄物受入時間

①　廃棄物受入時間は、原則として、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く、月曜日から土曜日の 8：30～17：00 とする。

②　日曜日、国民の祝日、年末年始、平日夜間等、①の受付時間外についても、本県の承認を得た上で、廃棄物受入を実施できる。

(4) 施設の運転

ＰＦＩ事業者は、焼却（溶融）施設の各設備を適切に運転し、焼却（溶融）施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、焼却（溶融）施設の公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努める。

(5) 運転条件

ＰＦＩ事業者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理する。

①　年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することのできる運転日数とする。

②　運転時間

施設の運転は 24 時間連続運転とする。

③　燃焼条件

ア　炉内温度等

・燃焼室出口温度　850℃以上
・上記燃焼温度でのガス滞留時間　2 秒以上
・煙突出口の CO 濃度　30ppm 以下（O_2 12％換算値の４時間平均値）
・100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させないこととする。

イ　白煙防止条件

外気温 5℃、相対湿度 65％で白煙を生じさせないこととする。

④　溶融条件

溶融温度は、1,300℃以上とし、溶融固化物（スラグ）は、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」（生衛発第 508 号、平成 10 年 3 月 26 日）に示す溶出基準を満たすものとする。

溶融固化物（スラグ）の溶出基準は、添付資料３に示すとおりとする。

⑤　公害防止条件

添付資料３参照。

⑥　ユーティリティ条件

第 2　参照。

(6) 搬入物の性状分析

ＰＦＩ事業者は、施設に搬入される廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行う。

(7) 搬入管理

ＰＦＩ事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示する。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行う。

(8) 適正処理

①　ＰＦＩ事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行う。特に、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行う。

②　ＰＦＩ事業者は、施設より搬出される溶融不適物、溶融固化物(スラグ)、金属、飛灰処理物等が関係法令及び公害防止条件を満たすように適切に処理する。

(9) 適正運転

ＰＦＩ事業者は、施設の運転が、関係法令、施設の公害防止条件等を満たしていることを確認する。確認の結果については、運転管理記録に含めるものとする。

(10) 搬出物の性状分析

ＰＦＩ事業者は、施設より搬出される溶融固化物(スラグ)、飛灰処理物、不燃物、金属等の量について分析・管理を行う。

(11) 運転計画の作成

①　ＰＦＩ事業者は、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本県に提出する。

②　ＰＦＩ事業者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転計画を作成し、本県に提出する。

③　ＰＦＩ事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画を変更した場合も、同様に提出する。

(12) 運転管理マニュアル

①　ＰＦＩ事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、本県に提出する。

②　ＰＦＩ事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施する。

③　ＰＦＩ事業者は、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善する。改善したマニュアルについては、本県に提出する。

(13) 運転管理記録の作成

ＰＦＩ事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成し、本県に提出する。

3　施設に係る維持管理業務

(1) 施設の機能維持

ＰＦＩ事業者は、設備・機器等を適切に管理し、焼却（溶融）施設の能力を事業期間にわたり維持する。

(2) 点検・検査計画

①　ＰＦＩ事業者は、点検・検査計画を施設の運転に支障のないよう、効率的に実施できるように策定し本県に提出する。

②　点検・検査計画については、日常点検・定期点検（表　処理施設の点検（参考））、法定点検・検査（表　法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、本県に提出する。

③　点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画する。

表　処理施設の点検（参考）

No.	項目	概要	作業内容
1	日常点検	給油・点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	給油・点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、3ヶ月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

表　法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考	記録の保存
1	計量機	計量法　定期検査	2年に1回	
2	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上	3年
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 2年以内ごとに1回	3年
4	発電用ボイラ	電気事業法 定期検査	保安規程	

		同法施行規則 ボイラ タービン	1 年を経過した日の前後1月を超えない時期 2 年を経過した日の前後1月を超えない時期	
5	タービン	電気事業法 定期検査 同法施行規則 タービン	保安規程 2 年を経過した日の前後1月を超えない時期	
6	第1種圧力容器	労働安全衛生法 検査前の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査 性能検査	 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	
7	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	1年以内ごとに1回	3年
8	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期検査	1年以内ごとに1回	
9	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程	
10	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	 1年以内	
11	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期	
12	エレベータ	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	 1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	 3年

(3) 点検・検査の実施

① ＰＦＩ事業者は、点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施こと。

② 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、ＰＦＩ事業者は臨時点検を実施する。

③ 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本県との協議による年数保管する。

④ 点検・検査結果報告書を作成し本県に提出する。

(4) 補修・機器更新計画の作成

① ＰＦＩ事業者は、事業期間を通じた補修・機器更新計画を作成し、本県に提出する。

② ＰＦＩ事業者は、事業期間を通じた補修・機器更新計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本県に提出する。

③ ＰＦＩ事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修・機器更新計画を作成し、本県に提出する。

(5) 補修の実施

① ＰＦＩ事業者は、補修・機器更新計画及び点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行う。

② 補修に際しては、補修工事施工計画書を本県に提出する。

③ 各設備・機器の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本県との協議による年数保管する。

(6) 機器更新の実施

① ＰＦＩ事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、本県に提出する。

② ＰＦＩ事業者は、事業期間中に本県が求める場合は、最新の更新計画を作成し、本県に提出する。

③ ＰＦＩ事業者は更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、ＰＦＩ事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。

(7) 施設の保全

ＰＦＩ事業者は施設の照明・採光設備・給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。

(8) 用役管理

ＰＦＩ事業者は、薬剤、消耗品等（電気・水道を除く）について、経済性に配慮した調達を行い、これらを常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように、適切に管理する。

(9) 清掃及び保安

ＰＦＩ事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち寄る場所について、常に清潔な環境を維持する。

また、施設内の警備を含めた保安体制を計画・実践する。

(10) 安全衛生管理・作業環境管理

① ＰＦＩ事業者は安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

② 特に「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行う。

③ ＰＦＩ事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を本県に提出する。

④ ＰＦＩ事業者は焼却（溶融）施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

⑤ 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

4　環境管理業務

(1)　ＰＦＩ事業者が行う環境保全業務

ＰＦＩ事業者の負担で、環境管理に係る測定及び運営時の事後調査を実施する。

ＰＦＩ事業者は、公害関連及び処理機能に係る各種調査のうち、ＰＦＩ事業者が行うものについて、施設の公害防止条件、関係法令、「環境影響評価書」等に基づく公害防止基準を遵守する。

(2)　本県が行う環境保全業務への協力

ＰＦＩ事業者は、公害関連に係る各種調査のうち、本県が行うものについて、協力する。

5　資源化促進業務

(1)　搬出物の資源化促進

ＰＦＩ事業者は、施設から排出される溶融固化物（スラグ）等の搬出物の資源化に積極的に努めること。

(2)　本県の資源化促進に係る協力

ＰＦＩ事業者は、施設から排出される溶融固化物（スラグ）等の搬出物の資源化の促進に関して、本県へ協力を要請することができる。

6　情報管理業務

ＰＦＩ事業者は、運営・維持管理の履行結果を正確に記載した四半期報告書及び年間報告書を、業務報告書（以下これらを「業務報告書」という。）として作成し、本県に提出する。報告内容は以下のとおりとし、計画に係る内容については、各年度の当初に提出する。

(1)　運転記録報告

①　ＰＦＩ事業者は、各施設の廃棄物搬入量、廃棄物排出量、資源化物排出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する業務報告書を作成し、本県に提出する。

②　運転記録に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は本県と協議のうえ、決定する。

③　運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は本県との協議による年数保管する。

(2)　点検・検査報告

①　ＰＦＩ事業者は、各施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査に係る業務報告書を作成し、本県に提出する。

②　点検・検査に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は本県と協議のうえ、決定する。

③　点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は本県との協議による年数保管する。

(3)　補修・更新報告

①　ＰＦＩ事業者は、各施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果に係る業務報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果に関する業務報告書を作成し、本県に提出する。

②　補修・更新に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は本県と協議のうえ、決定する。

③　補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は本県との協議による年数保管する。

(4) 環境管理報告

①　ＰＦＩ事業者は、環境保全計画に基づき計測した、施設の環境保全状況を記載した環境管理に係る業務報告書を作成し、本県に提出する。

②　環境管理に係る報告書の記載事項等詳細項目は本県と協議のうえ、決定する。

③　環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本県との協議による年数保管する。

(5) 作業環境管理報告

①　ＰＦＩ事業者は、環境保全計画に基づき計測した、施設の作業環境保全状況を記載した作業環境管理に係る業務報告書を作成し、本県に提出する。

②　作業環境管理に係る報告書の記載事項等詳細項目は本県と協議のうえ、決定する。

③　環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本県との協議による年数保管する。

(6) 施設情報管理

①　ＰＦＩ事業者は、施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理する。

②　ＰＦＩ事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更する。

③　本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本県と協議のうえ、決定する。

(7) その他管理記録報告

①　ＰＦＩ事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又はＰＦＩ事業者が自主的に管理記録する項目で、本県が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成する。

②　提出頻度・時期・詳細項目については、本県と協議のうえ、決定する。

③　本県が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は本県との協議による年数保管する。

第４　事業完了時の処置

１　運営期間

ＰＦＩ事業者は、運営期間完了後において事業を継続することについて、運営期間が終了する日の3年前までに、本県に協議できるものとする。

協議により、事業期間の延長等の変更が生じた場合には、事業契約書の変更を行うこととする。

２　用地返還期間

ＰＦＩ事業者は、運営期間が終了した日から2年以内に事業用地を本県に返還するものとする。

３　用地返還業務

ＰＦＩ事業者は、用地の返還に際して、以下に挙げる措置を講ずること。

施設の廃止に係る所轄官公署への諸手続きについては、ＰＦＩ事業者の負担にて実施する。

施設の解体については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い実施する。

解体範囲については、地下部分についても全て撤去する。ただし、隣接する施設が稼動中である場合、解体範囲については本県との協議により決定する。

解体終了後、事業用地内（残置森林等を含まない開発部分）において土壌汚染調査を実施し、汚染が確認された場合はＰＦＩ事業者の負担により適切な対策を講じること。